

2023年度ネットワーク端末機器賃貸借契約仕様書

1 長期継続契約

本賃貸借契約は地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約として、契約期間を5年とする。

2 貸借期間

2023年9月1日～2028年8月31日

3 賃貸借物件等

(1)物件名及び数量

- ① 物件名 ノートブック型パソコン
- ② 物件数 250台 一式

(2)物件の規格

形式	ノートブック型 (スリムモバイル)	
互換性	PC/AT 互換機	
CPU	Intel Core i3-1215U相当以上	
メモリ	8GB以上	
内蔵ディスクドライブ	SSD 256GB以上	
サウンド機能	標準装備 ステレオスピーカー内蔵	
インターフェース	USB	USB3.0 ×3以上 (Type-A 2口以上)
	ディスプレイ	HDMI ×1 ※VGA変換ケーブルを10本納品すること。
	ネットワーク	有線 RJ45 (1000BASE-T対応) LANコネクタ ×1 無線 IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax対応
	サウンド関連	マイク入力、ヘッドフォン出力:ジャック径3.5mm 各1個 ※コンボジャックの場合は、マイクとヘッドフォン端子に分岐するアダプタを20個納品すること。
ポインティングデバイス	タッチパッド*装備	
ディスプレイ	TFTカラー液晶式 14.0型ワイド 1,920×1,080ドット 1677万色	
Webカメラ	有効画素数92万画素以上	
光学ドライブ	内蔵なし ※外付けスーパーマルチドライブを10台納品すること。	
バッテリー	ACアダプタ、バッテリー 動作時間 1時間以上	
付属品	マウス	光学式スクロールマウス
	マウスパッド	表面:PVC 裏面:滑り止め加工 カラー:ブルー 幅150×奥行180mm以上
	その他	機能を発揮するに必要なもの
OS	Windows 11 Professional	
その他	BIOS及びハードディスクにパスワード(ATAパスワード)を設定できること 上記パスワード設定時も、パスワードを入力することなくOSを起動できること	

※品名を指定している場合は指定どおり納入し、規格で示している場合は準拠若しくはそれ以上の性能を有する製品とすること。また、受注日現在生産されている最新のものを採用すること。

液晶保護フィルター仕様	
1	可視光線透過率70%以上であり、且つ反射率0.5%以下であること。
2	ポリカーボネイト製で、0.8～1mmの厚みを有すること。
3	静電気除去、汚れ防止機能が施されていること。
4	採用モニター画面サイズに適合すること。
5	紫外線を100%カットすること。
6	透明両面テープ等により、画面に固定できること。
7	フィルターを付けたままで開閉が可能なこと
上記仕様と同等の明るさ、映り込み・反射防止、硬度であること。隙間無く装着され、はずれないこと。	

(3)製造者の指定

賃貸借物品(本体)は、下記の製造者の製品とすること。なお、賃貸借物件については全数、同一製造者の同一機種とすること。

Dynabook株式会社
日本電気株式会社
富士通株式会社
デル株式会社
株式会社日本HP

また、保守用部品に関しては、当該機種の製造中止後、最低5年間、メーカーによる同一部品の供給が受けられる機種であること。

(4)納入場所

別紙「設置使用場所一覧」による。

メモリや液晶フィルターなどメーカー標準でない場合は、組み上げた状態で納品すること。

(5)その他

賃貸期間満了後は、無償譲渡を行うものとする。

リカバリ用メディア(ドライバーディスク等)を1セット納品すること。

4 初期設定作業並びに設置について

(1)発注者において展開用端末ディスクイメージを作成するため、契約後早期に端末2台を貸出すること。

(2)受注者は、発注者が作製した展開用端末ディスクイメージを各パソコンに複製し、納品すること。

(3)配備作業として、受注者が配備先の最終設定(IP変更、ID/パスワード設定、管理シールの準備及び貼り付け等)と設置作業を行うこと。なお、新規設置の場合は、必要に応じて設置場所までの簡易なLAN配線(ケーブル支給)も行うこと。

(4)設置作業時には、マスクの着用やこまめな手指消毒など、新型コロナウイルス感染対策を実施すること。

(5)パソコン設置において、現在使用中のパソコンと入れ替えとなる場合は、引き上げ作業も合わせて実施すること。

また、引き上げたパソコンは、明石市が指定する場所にACアダプタ、マウス、付属品等を分けて保管すること。

(6)パソコン設置時には、事前に提示する各部署に応じたソフトウェアやドライバのインストール作業も行うこと。

(7)配備作業完了1週間後に、必要に応じてソフトウェアインストール及び設定漏れの対応作業を行うこと。

5 保守について

(1)賃貸物件が常に良好、適正な機能を発揮するよう、3賃貸借物件等に掲げる機器について現地にて清掃等保守点検を行うとともに、機器、ソフトウェア等の利用について、適正な助言、提案等を行うこと。

(2)機器の故障等、緊急に修理または調整を要する場合、市の要請により速やかに専門技術者(メーカー認定技術者またはそれに準ずる技術者)を派遣し、年末年始を除く平日の9:00～17:00のうち48時間以内に正常な状態に復旧すること。また、機器を持ち帰る等復旧に日数を要する場合は、その期間中代替機を設置すること。

(3)賃貸物件の操作等について、その利用者が電話、FAX及び電子メール等で照会したときは、速やかに回答すること。

設置使用場所一覧及び作業内容

1 配備先の定義

明石市役所(本庁舎、分庁舎、西庁舎、議会棟、南会議室棟、中崎分署)
出先機関(上記以外の公共施設)

2 配備先について

詳細な配備先は決定しておりませんが、30か所程度の見込みです。
配備先の決定時期については、5月下旬を予定しております。
前回240台の実績では、明石市役所内と出先機関の配備数比率は約6:5となりました。
(あくまでも実績となりますので多少の増減があります。)

3 作業内容について

事前にお渡しする設定依頼書に基づき設定を行ってください。
前回の実績では、240台調達中70台の依頼がありました。
作業例:業務ソフトインストール(Adobe製品、CAD等)、
プリンタドライバインストール、スキャナドライバインストール等

以上